

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会

第12回ガスシステム改革小委員会

日時 平成26年7月31日（木）09：59～11：37

場所 経済産業省本館地下2階 講堂

1. 開会

○山内委員長

おはようございます。そろそろ定刻でございますので、ただいまから第12回ガスシステム改革小委員会を開催いたします。

本日は、論点6になります。総合エネルギー企業創出のための環境整備及びガスシステム改革小委員会におけるこれまでの審議の整理、この議論を行いたいと思います。

それではまず初めに、事務局からオブザーバーのご紹介をお願いいたします。

○横島ガス市場整備課長

本日は、日本ガス協会、川岸隆彦常務理事、日本コミュニティーガス協会、松村知勝専務理事、電気事業者から関西電力株式会社、北村仁一郎グループ経営推進本部副本部長、そして石油事業者から石油連盟、松井英生専務理事が出席されています。また、公正取引委員会、消費者庁及び総務省から出席があります。

プレスの皆様の撮影は、ここまでとさせていただきます。傍聴は可能です。引き続き傍聴される方はご着席ください。

2. 議事

総合エネルギー企業創出のための環境整備について

○山内委員長

それでは、議事に入ります。

まず先ほど言いました論点6、総合エネルギー企業創出のための環境整備についてということでございます。これを議論いたします

まず、日本ガス協会から資料の提出がありますので、川岸常務、資料3についてご説明をお願いいたします。

○川岸日本ガス協会常務理事

日本ガス協会の川岸でございます。本日は発言の機会を設けていただきましてありがとうございます

います。

私ども日本ガス協会からは、資料の表題でございます「天然ガス利用拡大と、新たなビジネスやサービスを創出するための総合エネルギー産業への進化」について、ご説明をいたします。

それではまず2ページ、目次をごらんください。本日は記載の3点をご説明いたします。

3ページでございますが、初めに、天然ガスの利用拡大についてご説明したいと思います。

4ページでございます。改めまして天然ガスの特長と都市ガスとしての活用のイメージについて簡単に触れさせていただきます。

都市ガスは天然ガスをパイプラインなどで供給いたしまして、エネルギーをロスなく需要地に届けられるシステムでございます。その上で、需要地で天然ガスを利用する効用ということで、以下が考えられます。

まず発電と同時にその廃熱を利用できるガスコージェネレーションでは、省エネルギー性が高いだけでなく、電源構成の多様化や災害時のエネルギーセキュリティ向上にも寄与いたします。

またCO₂や、ノックスNO_x、ソックスSO_xの排出量が少ない天然ガス利用が拡大することで、地域の環境負荷が軽減いたします。

また(6)にございますが、天然ガスは改質して水素エネルギーとして利用することができます。その技術も燃料電池で既に実用化されております。安定的かつ相対的に安価な提供が可能なことから、水素社会における基盤インフラとなる可能性もございます。

続いて5ページでございます。本年の4月に閣議決定されましたエネルギー基本計画では、以下にございますように、天然ガスはその役割を拡大していく重要なエネルギー源として位置づけられ、具体的にはコージェネレーションの活用を通じまして地域における電源を分散化するなど、利用形態の多様化により天然ガスシフトを着実に推進することになるなどとされております。

6ページでございます。日本ガス協会では「ガスビジョン2030」として、天然ガス利用のポテンシャルを算定し、これは既に2011年10月に発表をしております。2030年に向けまして事業者が最大限の努力をすることは前提でございますが、国の政策などの環境整備が伴えばこれらの数字は十分達成可能と考えております。

これらの取り組みによりまして、右側でございますが、最大で4,300万kWの電力需給安定、約2%の最終エネルギー消費量の削減、約5%のCO₂排出量の削減に貢献が可能と考えております。

7ページでございます。これまでご説明いたしましたとおり、今後はコージェネ、燃料電池など、エネルギー効率の高い分散型エネルギーシステムを最大限活用いたしまして、省エネルギーなどを実現する社会を目指したいと考えています。また、分散型エネルギーシステムによる電気

は、自家使用だけでなく、地域内での融通や系統への逆潮によりまして社会全体で活用していくべきと考えます。

8ページでございます。ただいま申し上げました分散型エネルギーシステムの普及につきましてご説明をいたします。

9ページでございます。家庭用燃料電池の発電余力の有効活用について申し上げます。

家庭用燃料電池は、1つ目の丸に記載のとおり、エネルギー基本計画におきましてもその普及拡大のための仕組みを構築することが必要とされております。

具体的な方向性の一つといたしまして、矢印のところでございますが、燃料電池の持つ省エネ性や、普及に要するコストを適切に評価した上で、その発電余力を有効活用するというものでございます。

そのためには、その発電余力の逆潮時には、逆潮によって調整される電源などのコストを踏まえた適正価格で発電余力が取引されることが必要と考えます。発電余力の有効活用が進めば、燃料電池の省エネ効果はほぼ倍増となりまして、家庭分野における省エネにも大きな貢献ができるものと考えております。

10ページでございます。さらに分散型エネルギーシステムの全般の普及にはコージェネレーションの逆潮電力を含め、ミドル・ピーク電源が活発に取引される市場を早期に構築することが必要と考えます。

資料には記載しておりませんが、ご存じのように、現在でも相対取引や卸電力取引所を介しましてコージェネレーションの逆潮というのは可能でございます。しかしながら、例えば余剰電力を個別の供給契約で売電する場合、買取価格が安価であることなどから、必ずしも取引が活発に行われているとは言えない状況でございます。

資料に戻りますが、取引を促進するため、事後的に市場の取引状況を監視するなどの措置に留意すべきだと考えております。この結果、長期にわたる電力取引価格の見通しが向上いたしまして、逆潮を伴うコージェネ設備投資が進み、逆潮電力が活発に取引されることで社会全体の発電コストの抑制に貢献できるものと考えております。

11ページでございます。続いて、新たなビジネスやサービスを創出するための総合エネルギー産業への進化についてご説明をいたします。

12ページでございます。ガスシステム改革では、「ガスシステム改革の目的である新たなビジネスやサービスの創出を実現するためには、電力市場との円滑な相互参入が可能となる環境整備が必要である」とされております。私どもガス事業者は、これまでの熱と電気の有効利用などを進化させまして、電力市場への参入を含めた新たなビジネスやサービスを創出する総合エネルギ

一産業化を目指したいと考えております。

13ページでございます。そのため、電力市場への参入を促進する政策といたしまして、次の2つをお願いしたいと考えております。

1つ目は、新規の電力小売事業者によるベース電源へのアクセス確保です。新規小売参入者が自前で電源を確保するためには、記載の例のように、巨額の発電所投資と、長期の建設期間が必要となります。また、ガス事業者が電力事業に新規参入する場合、ミドル・ピーク電源でございます天然ガス火力以外の大型発電所を保有することは実質的に困難であると考えます。

そこで、最終的には新規参入者が容易にベース電源へアクセスできる環境が構築されることを前提にいたしまして、その環境が整うまでの間、実際に要するコストに基づく常時バックアップが担保されることや、エリアをまたぎ広域的にバックアップが受けられる環境を整えることなどを求めたいと考えております。

14ページは参考でございますので、説明は割愛させていただきます。

15ページをごらんください。2つ目はインバランス料金の適正化による最適な需給調整の実現でございます。

インバランス制度の制度設計につきましては、昨日開催された電力システム改革小委員会のワーキンググループでも話し合われたと聞いておりますが、現行のインバランス料金制度には、不足補給と余剰買取に大きな差が設けられております。そこで、一定のペナルティーには考慮しつつ、不足補給と余剰買取のインバランス料金の統一を求めたいと考えております。

また、同じく現行のインバランス料金は需給状況に応じて変動する仕組みがなく、実際の需給調整コストがリアルタイムには反映されていないものと考えます。そこで最終的には、市場を通じた需給調整を確立することを求めたいと考えております。その環境が整うまでの間、インバランス料金の透明性確保の観点から、需給調整に係る適正なコストでインバランス精算が行われることを求めたいと考えております。

16ページでございます。最後に、本題に付随いたしまして、総合エネルギー産業化に当たりましてガスシステム改革に期待することを2点述べさせていただきます。

1つ目は、低廉、安定的な原料調達を可能とする環境整備を期待いたします。都市ガス事業者のLNG調達先には政府機関が運営する国営企業が少なからずございます。これらの国営企業に対しまして国レベルでの働きかけを行うことや、EUが推進したように貿易政策として仕向地条項の禁止に向けた取り組みなどを加速することを国にも期待したいと思っております。

17ページでございます。2つ目は、天然ガス利用拡大のための技術開発や普及促進についてでございます。

記載のように、日本のガス事業の特長といたしまして自ら技術開発や利用機器の普及促進を行ってきたことがございます。これはガス事業の市場規模が小さく、多くのメーカーが参入して技術開発や普及促進をする状況にはなく、ガス事業者自らが手がける必要があったことによります。

特に新しい用途の開発や普及促進、近年では燃料電池などがございますが、これはガス事業者が中心的な役割を担ってまいりました。エネルギー基本計画にもございますが、今後、天然ガスの利用形態の多様化による天然ガスシフトを着実に推進するためには、一層の技術開発と普及促進が不可欠であり、市場に参画いたします全てのガス事業者がそれらへの応分の負担をする必要があると考えております。

そのため、当面はその費用を託送原価へ一定程度参入するとともに、ガス導管事業者が主体となってそれらを牽引することが望ましいと考えております。

次の18ページは、これまでの用途拡充の参考資料でございます。

以上、述べましたように、私どもガス事業者は今回のシステム改革を一つの契機に、天然ガスの利用拡大等、新たなビジネスやサービスを創出するための総合エネルギー産業へ進化を遂げたいと考えております。

以上で説明を終わります。ありがとうございました。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいま日本ガス協会からご説明いただきましたけれども、この件に関しまして、委員の皆様からご意見、ご質問等お願いいたします。

また例によりまして、発言をご希望される方は、お手元の札を立てていただければと思います。

それでは橋川委員からどうぞ。

○橋川委員

ありがとうございました。

総合エネルギー企業というテーマでお伺いしたいんですが、総合エネルギー企業というのは一体何かという定義の問題なんですけれども。入り口のところでいろんな一次エネルギーを取り扱うという意味の総合エネルギー企業なのか、出口のところでガス以外にほかのこともやるという総合エネルギー企業なのかという話なんです。

13ページの書き方ですと、電力に参入する場合、天然ガス火力以外は実質的に困難であるということは、第一の道は言われないというふうに関こえたんですが、それでいいんでしょうか。

例えば、日本の大阪ガスなんか石炭火力を考えていますし、トルコで原発、日本がとったということになっていますけど、本当は三菱が勝ったというよりもGDFスエズがとったわけで、

ももとはフランスのガス会社が原発をやっている、原子力を扱うということになるわけでありまして。総合エネルギー企業というときに出口の話だけでいいのかというのが、聞いていて不自然な感じがしたんですけど、いかがでしょうか。

○川岸日本ガス協会常務理事

先生おっしゃるように両方あると思います。ただ発電所につきましては、私も大型のというふうに申しあげましたけれども、天然ガス火力以外の大型発電所というのはなかなか時間的にも難しいのではないかと、そういう意味でお話を申しあげた次第でございます。

○山内委員長

よろしいですか。

そのほかいかがでしょうか。

柏木委員、どうぞ。

○柏木委員

どうもありがとうございました。

私、前から、コージェネレーションは分散型の中でやはり熱電併給ですから、今、非常に発電効率が上がっていますので、ある一定の規模、分散型の電源がデマンドサイドに入っているということを推奨していた一人で、一貫してずっと同じことを言ってきました。

特に最近になって、再生可能エネルギーが基本計画の中でもトッププライオリティーに、ナンバーワンに上げられていますから、そういう意味では比較的非常に不安定な電源と、このデマンドサイドで、コージェネレーションや、エネファームなどの、小さいものと大きなものをうまく合わせながら運転する。そして、蓄熱層だとか廃熱パイプラインをうまく整備しますと、本格的なスマートコミュニティという形になる。キロワット評価のできる太陽光発電だとか風力だとかもこの中に入り得るといふように、私、思っています。

そうなると、今、随分、常務理事から逆潮の話が出ていますけれども、電力システム改革が順調に行われて、市場が本当にきちっと機能していけば、メリットオーダーの市場ができていくはずなんだと思っています。1年前に市場ができて、これはベース電源だと。それからミドル電源の市場ができて。これは私、随分、審議会でもメリットオーダーでの市場創生ということを申し上げたのですが、結局、変えてはいただけなかったんですね。

この間、英国の電力システムのことをやっている会に出たときに、同じ質問をしたら、市場が本当に機能すれば、市場がメリットオーダーになると言っていました。でかいものと小さいものと一緒にして、幾らだ、幾らだというようなオーダーの話ではなくなってきて、ベース電源市場ができて、ミドル電源市場ができて、ピーク電源市場ができる。そのときにやはり、この逆

潮というのは当然のことながら、ミドルだとかピークのときにこういうコージェネの余剰電力が機能して、適切な値段で売れるようになるだろうと思っています。

おっしゃったことに関しては全く異論がなく、逆潮ができるようにするということは、もう電力の制度設計と本当に一体化してガスのシステム改革も進めていかなきゃいけないということに改めて感じたということです。

そのときに、ちょっと今考えて、今の固定価格買取制度、太陽光だけで、メガソーラーがベースですけれども7,000万kW出ているということを考えますと、我々2030年で5,300万kWを一応目標にしていたけれども、もう既にフィードインタリフを始めて1年、2年目で7,000万kWは一応出てきたと。どの程度稼働するかわかりませんが。

ダブル発電で、例えば家庭で屋根に太陽光、中に例えば燃料電池。燃料電池が押し上げるから比較的安く買い取られているという傾向がありまして。本来、私はダブル発電のほうが、非常に不安定性の電源がデマンドにどんどん入ってきますと、もう周波数維持するだけでも電力会社大変なことになりますので、ダブル発電でうまくキロワット評価ができるような形にしたほうが価値があるんじゃないかと私は思っています。その辺のことも今後電力システムの中で考えていかなければいけないことだと思った次第です。

あとここに書いてあります中で、最後の、総合エネルギー産業のあり方というのは、もちろんのことながらガス事業は一次エネルギーを扱っていますから、電気への変換、あるいは水素への変換、一次エネルギーの持てる力を総合的に出して、デマンドサイドでの負荷平準化、デジタル化、こういうのも含めた上で一次エネルギー事業者がICTと一体化する、そのようなことまで含めた総合エネルギー企業ということが、まず先に、分散型のネットワークということになれば、やるべき話じゃないかと思っています。

最後はちょっと質問になります。あとはコメントです。

○山内委員長

ありがとうございます。

じゃ、最後のところ、ガス協会からどうぞ。

○川岸日本ガス協会常務理事

それぞれしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。ありがとうございます。

○山内委員長

よろしいですか。

○柏木委員

特にそういう動きはあると考えてよろしいんですか。

○川岸日本ガス協会常務理事

そういった動きは既にあります。

○山内委員長

それでは続いて、古城委員、発言をお願いします。

○古城委員

一言だけですが、全体としてとてもわかりやすいプレゼンテーションで勉強になりました。それを申し上げたいです。

また、疑問があるのですが、17ページの、託送料金で開発費を開発して、それを使って導管事業者が開発するというのは新しいアイデアですが、これはいかなるものでしょうか。これは余りほかの産業で見たことがありません。ほかの事例で、かつ合理的だという説明がない限り、私はこれは賛成しがたいというのが今の感想です。

以上です。

○山内委員長

特によろしいですか。

松村委員、ご発言どうぞ。

○松村委員

最初に言わなければいけなかったと思うのですが、そもそも今日のこのプレゼンの位置づけがよくわからないというか、中間まとめなのに突然これ出てきて、ちょっと当惑している。

私は以前の委員会で、ガスシステム改革は電力システム改革とも関連しているので、要望があったら積極的に言ってくださいと言ったわけで、その要望が出てきたのに対して私が文句をつけるのはおかしいわけですが、そういう要望が確かにありますねと聞き置けば良いのでしょうか。今回の電力システム改革に対する要望は、私はかなりの程度リーズナブルだと思いますが、確かに聞きましたということだけでよいのか。

市場メカニズムが働けば、かなりの程度のもは実現すると思います。逆潮などに関しては低圧の託送料金だとかいうのがリーズナブルに設定されなければ、コジェネの実力は十分発揮できないこともありますから、こういうことも留意して改革していきますと、それだけ聞いておけばいいのか。それとももう少し何か意味があるのか。

具体的に言うと、かなりの程度は納得しているのですが、幾つかの点、納得できないところがある。それに関していちいち反論しないとこれを受け入れたということになってしまうのか。一番顔しかめているのは関電だと思うのですが、この場で反論しなければ、もっともだと受け入れたことになるのか。あるいは意見はとりあえず承りましたということで聞いておけばいいのか。

今回のプレゼンの位置づけを教えてください。

まさに古城委員がご指摘になった、研究開発を託送料金に入れるというのは、私の理解ではこれ新しいアイデアではなく、それこそ大昔の基本問題普及会的时候にも大阪ガスの副社長だった有本さんがずっと主張して、しかし、ほとんどの委員が支持しなかったと記憶しています。従前からの主張を再度出してこられたのだと思います。ハードルが高いということは十分承知の上でおっしゃっていると思いますが、いちいち反論しなくても、とりあえず伺ったという位置づけでいいのですよね。

○山内委員長

では、事務局のほうから。

○横島ガス市場整備課長

松村委員ご指摘のとおり、もともとガスのシステム改革も、電力のシステム小委員会のほうで、託送とか小売の全面自由化についての考え方がガスにも通用するものであるから、ガスについても検討を始めるべきという指摘もいただいて始めたという経緯があります。

それを踏まえて、ガス事業のほうからも新規参入者としてこれから電気事業に参入するときに、言うべきことはインプットしていきましょうという中で、今日はまず電気の新しい制度に向けて、ガス事業者にどういう要望があるか発言いただく機会を設けました。

ここで議論してしまうと、この審議会が電気の審議会になってしまうので、それについてどういう反論かは、電気事業者の担当の人がおられるところでこれからやることとし、事務局も電気の担当者が、今日ガス事業者からそういうご意見があったと、もちろん意見の提出機会はほかにもあると思いますが、こういう意見があるということを今回きちっとテークノートしていくのが第一の趣旨であります。

それから総合エネルギー産業ということで、ガス事業に係る要望もありました。具体的には託送料金の件ですが、これはガス事業法の関係ですので、これから託送料金のあり方について議論する中でこういう要望があることをどう考えるか議論いただくことにします。今日は議論の場ということではありません。あくまでもまず意見をインプットしていただく機会と捉えております。

○山内委員長

ということで、よろしいですか。

その上で何かご発言は。松村委員、特によろしいですか。

では、引頭委員、どうぞご発言ください。

○引頭委員

ありがとうございます。大変理解しやすいご説明でございました。

ただ1点ございます。先ほどの古城委員のご指摘と、あるいは松村委員のご指摘と一緒になのですが、17ページの技術開発のところはやはり少しひっかかります。古城委員がさっきおっしゃったように、ほかの業界では見たことがないというのはそのとおりかと思います。一方で、電気と比べますと応用の余地が少ないということもあり、実際の機器開発事業者の数がすごく少ないというものまた事実だと思ひ、あす。

ただ、これだけ読んでみると、開発の内容や方向性については、自由に各社、すなわち導管事業者が決めて、それに費やしたお金だけを託送料金に含めるというのはやはりどうなのでしょうか。

もしこれをご主張されるのであれば、これによって賛成するということではないですが、どのような研究開発の方向性、つまり導管をご利用されるさまざまなガス会社さんおよび利用者をご納得されるような開発ができるような仕組みとか、情報開示といったことかもしれませんが、少なくともそうしたものとセットじゃないと、厳しいのではないが思ひました。もしそういうことをお考えであれば、少しコメントをいただきたいと思ひます。

○川岸日本ガス協会常務理事

ありがとうございます。

例で挙げさせていただきましたように、まず野放図に何でもかんでもこれに入れるということは考えておりませんで、この例にございますように、例えば燃料電池におきましては、その普及拡大につきましてはエネルギー基本計画でもしっかりとその姿を位置づけられておるものでございますので、例えばそういうものに対して技術開発、あるいは普及促進をどのようにやっていくかという計画を、今ご指摘いただいたようにきっちりと明らかにした上で、それを原価のほうへ入れていくということで、当然、透明性をしっかりと担保した中で入れていく必要があるというのはご指摘のとおりかと思ひておりますし、私どももそこはしっかりと透明性を担保していきたいというふうに考えております。

まだでも、これからでございますので、詳細についてどうこう考えている段階ではございませんので、そういうことも踏まえて、またお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○山内委員長

よろしいですか。はい、ありがとうございます。

ほかに何かご意見ございますか。

特によろしいでしょうか。

では、どうもありがとうございました。

先ほど事務局から、論点6になりますけれども、位置づけありましたように、ご意見を出していただいて、事務局においては、それが電力システム改革の中でどういうふうに生かせるかというようなことをご検討願うということをお願いしたいと思います。

ガスシステム改革小委員会におけるこれまでの審議の整理

○山内委員長

それでは議事進めさせていただきますが、続きまして、ガスシステム改革小委員会におけるこれまでの審議の整理ということでございます。

資料4です。これは分量が結構ございます。内容的にもございますので、2つに分けたいと思います。まずは、これまでの審議内容をまとめました。これが1から3なんですけれども、これについて事務局からお願いをしたいと。よろしく申し上げます。

○横島ガス市場整備課長

資料4の1ポツから3ポツまで、まず説明をさせていただきます。1ページ目をごらんください。1. ですが、これまでの審議の経緯をまとめさせていただきました。(1)は第1回目に確認した今般のガスシステム改革の4つの目的を改めて記載しております。①新たなサービスやビジネスの創出。②競争の活性化による料金抑制。③ガス供給インフラの整備。④消費者利益の保護と安全確保です。

2ページにお進みください。(2)ですけれども、第2回から第6回まで事業者ヒアリングを開催した経緯です。このヒアリングで小売全面自由化に正面から反対する意見がなく、一方で全面自由化に対する積極的な発言や改革を進めるに当たっての留意点、注意点が指摘されました。

3ページの(3)に進み、このヒアリングも踏まえ、仮に小売の全面自由化をする場合の具体的な制度設計を審議することとし、ここに掲げた論点のうち1から5までは4月から前回の小委員会で審議しました。論点6については先ほど取り上げたとおりです。審議の結果、委員の間で意見が一致した方向性、あるいはさらに審議が必要とされた点をこの資料の後ほどでまとめていきます。

それに先立ち3ページの2. で、改めてシステム改革の大きな論点である都市ガスの小売全面自由化を今進めることの意義をまとめました。電気の小売全面自由化が2016年から実施されることから、ガスについても同じことを検討すべきという流れがある一方で、なぜガスは今なのかという問い方も可能なわけです。第1回目以降、委員の皆様からは、需要家が選択できること、そして総合エネルギー産業を生み出していくことの重要性についてたびたび指摘をいただきました。それをまとめたものです。前半では、新しいエネルギー基本計画でも天然ガスの重要性、そして

将来性が指摘されている一方、4ページの最初のほうに書いてありますが、足元の都市ガス事業の現場を見ますと、必ずしも天然ガスの消費が拡大していないところも散見されます。選択肢を増やし、天然ガスの魅力を需要家に実感してもらうためには売り手を増やすことが必要だということを、3ページから4ページの中ごろまでにまとめています。

その上で4ページの下半分のところ、「また」以降で、総合エネルギー企業を生み出すためには、それぞれのエネルギー産業の垣根を低くすることが必要である。主要なエネルギーでいきますと、石油あるいはLPガス、それから電力についても全面的に販売を自由化することが決まっていますが、都市ガスについても同様の垣根の下げ方が今、必要ではないかと書いてあります。

これらの意義も踏まえ、今般、小売の全面自由化を進めることの妥当性、必要性についても改めてご意見があればいただきたいと思っております。

5ページ目の3. から具体的な制度設計に関する審議結果と、それを踏まえた場合の制度のイメージをまとめています。5ページ下の図にあるのが現行のガス事業法の事業類型です。簡易ガス事業のほか一般ガス事業、大口ガス事業、ガス導管事業があります。大口は自由化され、小口は地域独占が小売についてあることを前提にした事業類型になっています。仮に小売を全面自由化すれば、大口市場と小口市場で事業類型をこのように分ける必要性はなくなります。その結果、6ページの上の図にあるように、導管を維持・整備するガス導管事業と、それを使って小売をするガス小売り事業に、大きく2つに整理できるのではないかとということをご審議いただきました。

その上で、ガス小売事業に係る規制についてはどういうことが必要かが6ページの下半分から書いてあります。審議の経緯については、6ページ、7ページに書いた上で、8ページの枠の中に制度のイメージを記載しました。

順に行きますと、まず参入規制については登録制とすること。それから登録の要件。さらに事業実施中の確認事項として、供給力の確保というのを丁寧に確認する必要があること。それから事業計画については全ての小売事業者さんに届け出を求めることが必要ではないか。さらに料金を含む小売供給条件は自由化されますので、それぞれあらかじめ需要家にきちっと明示をすること。それから契約を締結したら内容を明示することが必要であることについては意見の一致が見られました。

一方、最後の※印のところですが、最終保障サービスが必要か、それから小売料金について、経過的な措置が必要かについては、改めて審議が必要となりましたので、今後の論点になろうかと思えます。

8ページの一番下から11ページ目にかけて、ガス導管事業に係る規制をまとめました。これも

審議の経緯をまとめた上で、9ページの下の枠の中にあるとおり、参入規制については許可制として、許可を受けた事業者はその地域内で独占的に導管を整備できるようにすることが必要となりました。託送供給義務については今の大口で行われているのと同様、引き続き課すことが必要である。それから託送供給約款については、今は届出制になっていますが、小売の認可がなくなるのであればその前提がなくなるので、託送供給約款の認可をすることが必要であることが記載されています。

それからガス事業の現状に配慮し、新規参入が想定されない地域は小売を全面に自由化した場合でも出てくると想像されるため、そのような地域では託送供給約款の作成を最初から行うことはせず、ニーズが出てきたところで求める承認事業者制度、これは今もあるわけですが、それと同様の制度は引き続き措置することが必要であるということ。それから託送供給に関する業務とそれ以外の業務に関する会計は分離することでは意見の一致が見られました。

10ページにある③の二重導管規制については、制度は存続させた上で、制度の趣旨にのっとった柔軟な運用を求める意見がありました。それから同じページの下④の同時同量制度についても、現在の方式に加えた方式も認める方向性を追求すべきだという意見がありました。11ページの⑤熱量調整のあり方ですが、これは原則これを行わないような形でガス管を運用できないかという指摘もあったのですが、ここに書いてあるような状況を踏まえると、中長期的な課題とすべきだということ。一方、二重導管規制とセットで未熱調ガスの利用のあり方については改めて整理すべきという意見がありました。これらの論点は実務の対応のあり方を整理していきたいと思っております。

11ページの下⑥の需要家保安に係る責任のあり方は現在、ガス安全小委員会で審議中です。次回は8月末に開催する予定と聞いています。その審議の状況を待ちたいと思います。

13ページ(5)の卸取引の選択肢拡大に向けた環境整備については①LNG基地の第三者利用の促進について前回審議いただきました。それを踏まえた制度イメージが14ページに書いてあります。一定以上の規模のLNG基地を営む場合に届け出を求める。届け出をした事業者は、料金算定のルールや利用条件などについて事前に届け出て公表する。届けられた約款が不当な差別的なものでないようきちと確認はする。容量は適時公開する。その上で、それだけの容量があるならば借りたいという人がいるならば利用させる枠組みを制度化する方向性が出されました。その方向性で今後検討していきます。なお※印にあるように、安定供給とか基地建設のインセンティブを損なわない点にも留意が必要なので、そういった観点も、料金算定のルールや情報開示のあり方、余力の判断のあり方においてきちと盛り込むことになっています。

その下の②は、卸取引の活性化策として、卸取引の価格の小売価格への影響が大きい場合もあ

るので、きちっと監視が必要であるということが前半に書いてあります。それから取引所についても議論をいただきました。現在の状況、海外の状況を踏まえながら、日本でガスの卸取引所の設置が可能か検討を進めていくと書いています。

14ページの下(6)簡易ガス事業については、事業規制については今ある2つの事業規制、つまり一般ガス事業の供給区域内では営んではいけないことと、簡易ガス同士も独占が認められていて料金規制があること。この2つは廃止してよいのではないかとということをご議論いただきました。それを踏まえて、保安に関する規制については液石法となるべく平仄をそろえるという論点を液化石油ガスの小委員会で議論いただきました。その結果、保安に関する規制は簡易ガス事業のようなものについても液石法の保安ルールで受けとめられるという結論が出ました。それをもちまして簡易ガス事業制度は廃止することということが書いてあります。以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

ご説明いただきましたように、取りまとめの1ポツから3ポツまで、特に内容的には3ポツのところは我々の議論のまとめということになっておりますけれども、これについてご審議願いたいと思います。

ご意見とか、あるいはご質問ありましたらご発言願いますが、いかがでしょう。

オブザーバーから発言要望がありますけれども、委員からと思っておりますけれども、どなたかいらっしゃいますか。

それでは、オブザーバーの石油連盟からご発言お願いしたいと思います。

○松井石油連盟専務理事

石油連盟の松井でございます。

一言コメントしたいと思っておりますけれども、今回の資料でLNG基地の第三者利用促進の観点から、設備の運用、あるいは予定等に関する情報公開、それから料金算定ルールの届け出等の義務化の方向が言及されていると思います。これは前回、石油連盟からのお願いが反映されておりますので、御礼を申し上げます。

その上で1点、確認をお願いしたいんですけれども、前回LNG基地の料金算定ルールの明確化の具体的な提案といたしまして、我々は消費寄託方式の利用についてご説明をいたしました。これはこの資料の中でどこで読めるのかを確認させていただきたいなど。

また、可能でしたら、消費寄託方式が利用可能であることについて、何らかの言及をしていただければより明確になると思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○山内委員長

この点はいかがですか。

○横島ガス市場整備課長

前回の説明で、ルーム貸しと消費寄託方式を比較いただきました。消費寄託方式のほうが利用できる可能性が増ることと、コストについても低廉化の可能性のあることを審議いただきました。

枠内の※印で、安定供給や基地建設のインセンティブを損なわないことも留意しつつ、料金算定ルールなどについて制度設計を検討すると書いてあります。消費寄託方式にした場合にどういう料金が可能か、これから議論いただきたいと思います。

石油では制度はないが貸し借りは実際の慣行として行われているとの指摘もありました。それからLNGについても利用している事業者と基地事業者の法人格が別である例も地域によってはあります。そういうときにどういう計算方式、契約をしているかも伺いながら整理していきたいと思います。

○山内委員長

ありがとうございました。

それでは、柏木委員、どうぞ。

すみません、委員、先ということで。

まず古城先生ですか。では、古城委員からどうぞ。

○古城委員

感想を述べさせていただきたいのですが、おまとめについては全面的に賛成です。

ただ、まだニュアンスが残っている点としては、一つはやはり自由化した際に、自由化の目標の一つというのは選択肢がふえて消費者がいろいろ利益を受けるということですが、やはり競争がどれだけ進むのかということと、それから情報の主体性がありますから、その問題がどのように働かで消費者が自由化の中で十分利益を受けられない、あるいは不利益をこうむるという可能性もありますので、きちんと手を打てば自由化と消費者の利益というのは完全に両立するはずですから、ぜひそういうふう達成できるように手当をきちんとして進める必要があるというのがまず第1点です。

第2点は、導管の利用とか、基地の利用につきまして、議論が進んでいる、大体の方向は進んでいると思います。私は開放をかなり徹底させないとだめだという立場なので、今後どうなるかという私の希望を述べますと、やはり導管と基地の利用についてはみんなが利用できるようなので、まず希望を出してから、こちらが交渉でやっていきますよというやり方が一つありますね。

もう一つは最初から空き容量をきちんと明らかにして、それは使えるんだというふうにし組みをあらかじめつくって、後は申し込んだら必ず使えるというふうにするやり方があると思います。電気はもう既に後者になっているんですから、ガスの導管もその点ではなるべく電気並みに近づけた利用ができるような情報公開とか、そういうことをする制度を整える必要があるなど私は考えております。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは柏木委員、ご発言お願いいたします。

○柏木委員

ずっとこれ読ませていただいて、今までの議論の内容が非常に忠実に記述されていると評価しています。まだ決めかねないところは、幾つかそういう疑問形、今後の検討と書いてありますので、非常にご苦労されたんだと思っています。

一つ重要なことは、やはりLNG基地の第三者利用、この間、私申し上げたのですが、ガスシフトして市場が膨らんできたときに、もう総括原価じゃなくて市場原理でつくっていくのが良いと。そのためのキャッシュフローをよくするためには、それは第三者にもきちっと貸せるような形で、早く回収してくるということに関しては何ら問題ないと私は思っています。

ただ、既存のものに関しては、やはり総括原価の中で需要に合ったぎりぎりのものをつくってこられるだろうと思っています。その義務化だとかという話になってきますと、やはり燃料調達の点だとかを、複眼的に見たときに決して得策にならない場合も多々考えられるので、やはりここの最後のところで、13 ページにそのことはちゃんと書いてあるんですよね。一定規模の自由化、最後の3行目、13ページのところに。

いろんな意見があって、「こうした意見を踏まえつつ、料金算定ルールや情報開示、余力の判断のあり方等について、基地運用の実態等も踏まえて制度設計を今後検討していく」ということになるのでしょけれども。

やはり重要なことは、国家戦略上の調達まで含めての話になりますから、日本の中で産出すればいいんですけども、輸入ということを考えると、その調達を考えると、国家戦略上の重要性等も含めた上で制度設計をきちっとしていくべき国家戦略ということをどこかに入れていただければと思っています。

○山内委員長

それでは杉本委員、ご発言ください。

○杉本委員

14ページの簡易ガス需要に係る制度についての、②の供給地点に係る簡易ガス事業間での独占及び料金規制、この段落の最後のほうに「料金規制の経過措置を設けるべきとの意見もあった」というふうにつけ加えてくださっているんですけども、一方的な料金の値上げを認めざるを得ない消費者には、この意見が反映されなかった理由が不十分だと思いますので、一気に料金制度を撤廃することに私は反対します。

その理由は、柔軟かつ多様な料金を提示できる環境整備や、集合住宅型では独占の廃止により競争活性化が見込まれるとありますが、柔軟かつ多様な料金は自由に認め、大半を占めるとされる集合住宅では戸別の他燃料への転換が難しいと思われまますので、値上げの上限として現在の料金規制をそのまま残すべきだと考えます。

規制の残せない理由や、集合住宅の消費者の理解を得るためには、前にもお願いしたように単に事業者のヒアリングだけではなくて、競争活性化を見込む根拠としたデータ、69戸以下の全国団地数のバルク買取実績数など、丁寧なデータが必要だと思います。このようなデータがあると一般消費者にも理解されやすいというふうに思っています。

それから、③の簡易ガス事業に係る保安制度ですが、簡易ガス事業の保安制度、液石法に移行することは可能だから簡易ガス事業制度を廃止し、供給戸数にかかわらず液石法でまとめて規制するというふうに書かれていますけれども、保安を理由に現在の小売制度も液石法に移行された結果、消費者保護が後退して苦情が増えるのは本末転倒だと思っています。簡易ガスも料金の透明性が確保されるべきです。

それから、LPガスの価格に関する相談は毎年1,700件以上もあります。全国消費者団体連絡会の意見書、こちらには出ていないんですけども、ホームページに載っているのを見ますと、LPガスについては既に自由化されていますが、料金に関する苦情が多く、その不透明性の問題が指摘されています。家庭用ガス全体について、料金表の公開など、情報公開の整備等を進めてくださいという要望が出ております。

ここで交付される販売契約を締結した際の料金構成やその内容は、7ページの(2)③の都市ガスの小売事業に課すべき書面の適用される料金と同じでしょうか。私は具体的な料金は、料金表で同じ内容であるべきだというふうに考えます。

それから標準的な料金表の公開や、戸別に適用される料金表を交付しない場合は登録の取り消しをするという液石法も、縦割り行政ではなく、苦情をなくす方向で改正すべきではないでしょうか。

次に6月5日の小委員会の資料の14ページで、大規模な簡易ガスは都市ガスと同様の規制とす

べきかという点はどのようになっているのでしょうか。需要家戸数5万から1,000万の事業者が、簡易ガスでは350社、都市ガスでは8割の170社が該当します。大規模な簡易ガスでは託送制度もなく、LP転換の容易さだけで料金規制が撤廃されるのは、転換が難しい消費者には料金値上げや供給拒否の不利益が生じるようになるので反対いたします。

一般ガスでは95%が家庭用の消費者です。簡易ガスは100%ほぼ家庭用消費者だと思います。この家庭用消費者にやはり有利なというか、メリットのある自由化のシステムをつくっていただきたいというふうに思っております。

○山内委員長

これについては特によろしいですか。

そのほかに。

それでは関西電力さん、お待たせしました。どうぞご発言ください。

○北村関西電力グループ経営推進本部副本部長

関西電力でございます。

本日の資料で引き続き検討が行われるという形で示された論点に関しまして、特に3点について重ねてのお願いといたしますが、これまで申し上げた内容の繰り返しになるので誠に恐縮ですけれども、簡単に触れさせていただきたいと思っております。

1つ目は、需要家選択肢拡大の観点からの二重導管規制の大幅な緩和ということでございます。

二重導管規制につきましては、需要家の選択肢の拡大につながるような制度にすべきであると考えておまして、既存導管を利用する方々への影響の算定に当たっては、移行すると見込まれる需要や転用導管の供給余力について実態に則した算定が行われることにより、実質的に現行ルールよりも大幅な緩和が実現するようにお願いしたいと思っております。

2つ目は、同時同量制度の実態に則した柔軟な運用が可能となるような制度的な担保でございます。同時同量制度につきましては、当事者間の合意によって柔軟な運用を認める制度にすることでございますけれども、その実効性が担保されますように、託送供給の依頼者と実施者の合意形成を促すためのルールを定めるとともに、託送実施者の義務として必要な情報の提供を含めて、協議に真摯に対応すべきことを適正取引ガイドラインに明記いただくよう、お願いしたいと思っております。

3つ目は、保安水準の維持向上を前提とした新規参入者にとって、参入障壁とならないような保安制度の検討でございます。保安につきましては、保安水準の維持向上を前提とするのは当然のことでございますけれども、その上で、新規参入者が安全につきまして一定の役割を果たしつつも、参入を諦めざるを得ない過度な負担とならないような制度にさせていただきたいと考えてお

ります。

具体的には、大口・小口の区別なく、導管事業者が一元的に保安責任を担って、小売事業者がこれに真摯に協力するという形にするのが、安全面からも競争面からも望ましいと考えているところでございます。

それから今回、論点に挙がっている検討事項以外にも、私どもがご説明させていただいた点があるのですが、例えば小売事業者の切替に際しての検討料や検討期間の問題ですとか、お客さま情報への公平なアクセスの問題、さらには導管ネットワークの増強コストの負担のイコールフットィングといった少し実務的な諸課題につきましても、実現に向けて引き続きご検討を賜ればと考えております。

また、制度の見直しを施行する時期については、まだご議論がないので申し上げるのは早いかもしれませんが、エネルギー事業者の総合エネルギー化の流れの中で、電気をはじめとしたエネルギー間の平仄をとっていただきたいと考えております。

そして最後に、申し上げたような競争環境の整備に向けた諸制度の詳細な検討につきましては、なるべく早期に見直しを実現いたしますように、今後どういった検討が行われて、大体どれぐらいまでに結論を導くのかという全体のスケジュール感をぜひともお示しいただいて、検討を進めていただけたらと考えるところでございます。

長くなりましたが、以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。

それではコミュニティーガス協会、どうぞ。

○松村日本コミュニティーガス協会専務理事

コミュニティーガス協会の松村でございます。

今、杉本委員から幾つか簡易ガス事業に関する話で、ご意見がございました。

まず料金の件でありますけれども、全てについて、ちょっと聞き取れなかったところがありますので、幾つかですけれども、お話をさせていただきます。

まず料金規制については、6月5日に私どもの会長から申し上げたように、ここでは簡易ガス事業者間での独占というのはあると。それに対応する形で、料金規制、事前認可制という形になっておるということに建てつけはなっておるわけですけれども、簡易ガス事業者間での独占というのは実態的に非現実的であると私どもは考えていまして、一般ガス事業と全く同じ形の、そもそも事前認可というのは根拠に乏しいのではないかとこのはもともとあります。それがまず一

つであります。

それから、集合住宅やなんかでは競争がないのではないかということをおっしゃったんですけども、70戸以上は簡易ガス事業という形になっておりますから、許可制でありますので、これについて競争がないことは事実でありますけれども、それは当たり前ですが、69戸以下の集合住宅については液石法によるLP販売事業という形になっていまして、ここにおいては現実に競争があります。

もちろんそれ以外にオール電化等の競争もありますので、自由に規制が撤廃されれば引き上げられる、値段をつり上げるんじゃないかというようなご心配は、若干先入観に基づく話ではないかというふうに思います。

それから、もともと一般ガス事業も、8ページのところを見れば、供給区域を撤廃して、料金規制を基本的に撤廃すべきだと。その方向性として、液石法と同じように料金その他の条件について書面を交付するような形にすべきだというようなイメージでありますけれども、示されているわけです。

一般ガス事業もこのようになろうというような方向性のときに、簡易ガスはそれではいけないというようなおっしゃり方のように聞こえたんですけども、もし間違っていたら申しわけないんですけど、だとすると、何かちょっと齟齬があるんじゃないかという気が一つしています。

それから、もう一つ、正確に聞き取れなかったんですけど、保安の関係のお話をされたと思うんですが、ここにLPガス販売事業者の代表者がおりませんので、一部ちょっと関係があるということで申し上げますと、液石法における保安の制度は法令上こと細かに規定をしてありまして、むしろガス事業法の自主保安ということで、保安規定に落としたところで自主的にやっておられるところとは、そういう意味ではかなりの差があります。

いかにも何か今まで一般ガス事業者のヒアリングの中でも、LPガス、液石になると値段がどうだとか、あるいは保安のクオリティーが落ちるんじゃないかといったような、一部そんな話のニュアンスで聞こえた部分がありましたけれども、そのようなことは全くないというふうに考えております。LPガスの事業の代表ではないんですけども、一部関係ということで、誰もいらしゃいませぬので、かわりにそれだけ申し上げておきます。

以上です。

○山内委員長

どうぞ、杉本委員。

○杉本委員

料金規制を撤廃するとLPガスと同じ価格まで上に行ってしまうんでは。今、簡易ガスのほう

が安いですね。料金規制を撤廃するとLPガスと同じ値段にまで上がるのではないかというふうな予想ができるんですけども、LPガスが料金を下げることはないと思いますので、やっぱり自由化がちゃんと軌道に乗るまでは料金規制を残すべきではないかというふうに考えています。

○山内委員長

よろしいですか。

それでは日本ガス協会、どうぞ。

○川岸日本ガス協会常務理事

ありがとうございます。日本ガス協会でございます。

今般のガスシステム改革の議論は、電力システム改革に端を発しておりますが、事務局資料にもございましたように、天然ガスの利用拡大を改革の目的として、電力との違いや、ガス事業の特性を踏まえてご議論いただいた結果が整理されているというふうに受けとめております。

今後の論点につきましても、引き続きましてガス事業の特性を踏まえた検討をお願いしたいと考えておりますが、以下2点申し上げたいと思います。

まず、小売料金規制の移行措置について申し上げます。検討に当たりましては、以前も申し上げておりましたが、まずガス市場におきましては他燃料との競争が激しいこと。それから電力事業者のようにガス事業者よりも規模が大きく、直ちに参入が可能である新規参入者が存在することなど、ガス事業の特性を十分踏まえていただきたいと考えております。

なお、私どもガス事業者といたしましては、これも以前申し上げたとおりでございますが、小売の全面自由化になった場合でも料金の透明性は引き続き維持する必要があると考えております。小口の料金情報を何らかの形で公開することによりまして、お客様に料金の情報をしっかりと提供していく所存でございますが、新規の参入者も同様な取り組みを行うことで健全なマーケットを形成していくことが重要と考えております。

次に、導管部門の中立性の確保について申し上げます。既に会計分離によりまして託送料金の透明化が図られていること。それから、これまで託送供給の拒否などによる紛争は一件も発生していないことなどから、既に中立性は十分確保されていると認識をしております。

今後、小売を全面自由化する場合におきましても、託送供給約款は認可制となりますので、引き続き中立性が担保されるものと考えております。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。

そのほかに、松村委員、どうぞ。

○松村委員

いちいち盾を突くようで申しわけないのですが、私は今のガス協会の発言は受け入れかねます。

まず競争なのですけど、十分競争しているというはずとされていますが、それが十分かどうかということが第1点。それから、それについてはもう少し具体的に後日言わなければいけないこと出てくるかもしれないのですが、保安については、この委員会が第一義にやるのではなくて、まず安全性という観点だけからきちんと別のところで議論するはずです。

その委員会は参入障壁とかという観点ではなく、純粹に安全性のことを考えるというのは正当なことだと思いますが、結果的に既存のガス事業者の主張をかなりの程度反映する形で極めて参入障壁を高くして、今と同様に競争しにくい市場の構造を維持するというに仮になったとすると、特に懸念しているのは大口ですが、大口市場で、今のように参入が極めてしにくい、参入障壁が高い保安の状況がさらに継続されるということになったとして、そうすると大口の競争と小口の競争というのは十分連関していますから、そうなったときに、それに対して保安について文句を言うというのはこの委員会の役目ではないと思うのですが、しかしそのような高い参入障壁を持つような保安の制度になったということを前提にして制度設計を議論しなければならなくなる。現在でみ十分競争が起こっているし、これからさらに起こるだろうというような認識を共有できるかどうかに関しては、まだ今のところではわからないと言わざるを得ないと思います。いずれにせよ保安のことを見してから再度発言させていただきます。

それから、中立性に関しては十分担保されている、紛争が一件もないというのは、まず私の認識とはかなり違って、相当に不満を持っている新規参入者というのがいるはず。しかしそもそも接続の件数が少ないから表に出てこないということと、紛争処理だとかという制度が十分整備されていなくて、つまり余りにも中立性を保証する制度基盤が貧弱なので、表面化すらないという状況になっている可能性も十分あると思います。そうだと決めつけるわけではないのですが、現行で十分に中立性が確保されているというのに関しては、100%同意することなど到底できかねます。

○山内委員長

ありがとうございます。

橘川委員、ご発言ください。

○橘川委員

全体のこのペーパーのまとめ方は、ここまでの議論を忠実に追って正確なものだと思います。当然、審議会の中なので、一人とか二人とか少数意見で反対の人が出ることはあると思いますが、私自身も少数の反対派になったけれども違う結論が出るという審議会は、座長をやっているもあ

りますので、そういう意味では、反対意見を踏まえた上でも大体こういう方向は固まったということは、きょうここで確認してもいいんじゃないかなと思います。

ただ、さっきから話題になっている簡易ガスのところあたりでは、まずやはり相当消費者の方が、簡易ガス業界なり、LPガス業界に対して、強い言葉でいうと不信感を持っているという現実を受けとめなければいけないんじゃないかと思います。

このマターではないかもしれませんが、先ほどコミュニティーガス協会の松村さんが言われたように、料金規制を外していくという方向は確認もされたし正しいと思いますが、それだけでは問題の解決ではなくて、きっちり料金の改定の透明化だとかということは、コミュニティーガスもLPガスもきっちりやってもらわなければいけない問題だと思います。

一方で、私はちょっと懸念するんですけども、本当に消費者団体の方が消費者のメリットを反映しているのかどうかというのはちょっと疑問なところがありまして。このコミュニティーガスの70戸規制の撤廃というのは、むしろ競争を激化する側面があって、LPガス業界が70戸以上のところにも入ってこれるし。

もし価格が高くセットされたら、大体、都市ガスとの境界エリアにあるわけですけども、都市ガス業者が集合住宅に入ってくるというのもごく簡単に行えることでありまして、都市ガス業界はLPガスの会社も持っているわけですから、むしろこの規制を外したことによって消費者の、まさに家庭用の消費者の利益がプラスになるんじゃないかと思うんですけども、何かその辺のことがきっちり理解されていない。

ちょっと言い過ぎかもしれないんですけど、どうも審議会に出てこられる消費者団体の方って都市ガスエリアで育った人が多いんじゃないかと思うんですね。ぜひコミュニティーガスやLPガスの現場を知ってもらいたいと。決してどっちがいい悪いじゃなくて、それぞれにこの議論で明らかになった齟齬から、前向きな方向で直していったほうがいいのではないかと思います。

それから全体のまとめで、ぜひこれを言いたいんですが、確かに保安の話と自由化の話の線引きで組織的に難しい問題が起きたと思います。私は自由化のことはこちらでやっているんだから、その部分についてはこちらの議論をきっちり大事にしてもらいたいと、委員でもありますのでそう思います。

ただ、こういう問題が起きたこと自体は悪いことじゃないと思います。経産省の中の縦割り行政が云々と言われる中で、今回ガス市場整備課が保安の問題をある程度持ち出した。あるいはLPガスとの関係を持ち出した。さらに言うとタンクの問題からきますと電力業界との関係の問題も持ち出した。法的分離の話でもそうかもしれません。

そうすると、いろんなところで周辺で議論が起きてくるわけでありまして、そういう意味でい

くと、この審議会の進め方という意味で、私、ある意味で新機軸を打ち出したのもこの審議会で、それに伴っているような軋轢が起きていますけれども、なるだけ今後の審議のところでそれを前向きな方向で解決していくという考え方が大事なんじゃないかと思います。

私がかかわるところでいくと、LPの保安の座長をやっているんですが、保安があるから自由化するなんてことは全然言っていません。自由化と保安はもう切り分けて、簡易ガスの保安を液石法でできるかどうかという論点に絞って議論をして結論したものなので、そこはまぜていませんということはある上なんです、そこで出てきた意見として、保安の部分で、LP業者の人が都市ガスの保安の部分について新規参入したいという意向が示されたわけですね。

ここで電力業界、関電の方から一案に基づいて意見が出されましたけれども、別のタイプの新規参入を考えている方もいらっしゃるということなので、そういうことを踏まえますと、ヒアリングの対象をもうちょっと広げていく。何かやっぱりさっきコミュニティーガス協会の方がLPの話をするって無理な感じもいたしますので、その辺は今後の議論を進めていくときにオブザーバーの対象として拡大していったほうがいいんじゃないかなということをおもいました。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

そのほかのご発言はございますか。

それでは、引頭委員。

○引頭委員

ありがとうございます。

私もこのペーパーについては、今までの審議の総括という点においては非常に正確にまとめられたと思います。

その中で、8ページの小売のことが書いてあります。今まではいわゆる政府がいわゆる取引について全て見てきたわけですが、これからは消費者と小売事業者との相対の取引ということで、書面交付といったような、契約の精神、そういったことが入っておりました。明らかにこれから自由化に向かうとなると、商慣行、特に消費者との商慣行が変わってくると思います。

それから先ほど日本ガス協会さんのほうから、価格についてはやはり透明性を担保していくことが大事だということで、何らかの形で示していきたいというご意向がありました。私も一消費者なので消費者の立場から言うと、自由化になったときには、いろいろ見るべきもの、確認すべきところが今と比べて随分変わるとおもっています。

そういうことに対して、できる限り周知徹底といいますか、消費者の方々にも勉強していただ

いて、ご理解いただく、そのための努力を国としてもかなりやらなければならないのではないかとおっしゃいました。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。

それでは、1から3までについていろいろご意見いただきました。事務局のほうから何かコメントありましたら。

○横島ガス市場整備課長

幾つかご指摘がありました。

古城委員がおっしゃった情報の非対称性をきちっと解消することが必要だという点ですが、7ページの③利用者保護の観点の最後に、制度論ではないかもしれませんが、こういう料金で提供していますよということはインターネットでわかる環境、外国で自由化されている国の例を見ますと、住所なり、家族構成なりを入れると、こういうメニューがあなたには提供されますと出てきて、簡単に比較できるサイトまで出ているので、ガス協会からもそういう提供は進めていきたいとの話がありましたが、こういう環境をきちっと整えていきたいと考えています。柏木委員の国家戦略の観点からもという点ですが、長期契約なども含めLNGという形での輸入に世界で初めてチャレンジしたのは日本ですので、そういう調達環境を踏まえながら、例えば容量について何をもって空いているとするのか計算の方法なども検討していかなければいけないと考えております。

杉本委員から、電気も同じ考え方ですが、競争を期待しながら自由化したところ競争が起らなかった、エネルギーを供給する人が一社しかいないという場合に値段が上がってしまうのではないかと懸念に対する激変緩和措置として、電気については料金の経過措置を置いているところ、同じもの、あるいは違うものであってもそういう激変緩和的な経過措置が必要かという論点だと思います。

69戸以下の需要家を対象に簡易ガスと同じ形態の事業が存在しているのは、いい例だと思いますので、そこにどういう状況があるか。あるいは簡易ガス事業の料金規制を撤廃したときに懸念するような状況が直ちに起き得るのかどうかは、6月5日の小委員会でも大分紹介させていただきました。一番大きめの数千戸規模の簡易ガス団地であっても実は3割以上は管が目の前に来ているのに簡易ガスを使っておられないという現実、調べたところ、そのような方々はエネルギーがなければ生活できないわけであって、オール電化だとかLPガスのシリンダーを、管が目の前に

来ているのにも関わらず利用しておられました。

多分それらの方にとっては値段の魅力があったから、そういうことが起きていると思います。実際にそういう競争が起こっていることを紹介させていただきました。

そういう競争環境が既に簡易ガスを取り巻いていることを紹介させていただきながら、本当に料金規制、経過措置が必要でないか議論していただき、6月5日の会合では簡易ガスについては必要ないのではないかという意見が大層だったことのは、ほかの委員からご指摘があったとおりでと思っております。

それから苦情については、今の液石法の対象事業者も含めて、商慣行、あるいは料金設定について、いろんな課題があるのではないかということは小委員会の事業者ヒアリングでも指摘されたところでもあります。そうした指摘も踏まえて、液石法を担当する小委員会でもいろんな議論がなされています。後で液石法の担当者に説明をしてもらいたいと思います。

料金表をどう示していくかという点ですが、電気でも、規制は最終的にはなくす方向で、書面をそれぞれの需要家に提示をするよう求めるルールが設けられることになっています。ガスも同じ方向が示されています。液石法にも料金も含めてそういう情報はきちっと説明をしてくださいという条文は既にあります。

この運用をお互いに横を見ながら徹底していくということであると思います。ガスのほうもどこまで開示を求めるか、何を見せたことをもって法律の義務を果たしたことになるかはこれから詰めていくところでもあります。横並びにも気をつけて進めていきたいと思っております。

簡易ガス制度について、大規模なところについて託送制度を導入すべきかどうかという論点を掲げておきましたが、当日の議論では、そういう必要性はないのではないかという意見があったと認識しています。

その議論の材料として、先ほど申し上げたように、7,000戸とか5,000戸の簡易ガス団地で、簡易ガスの独占が認められているにもかかわらず、ほかのエネルギーとどういう競争が起きているかも紹介させていただいたところでもあります。先ほどの料金の経過措置と同じですが、そういう情報を踏まえて、先日の結論があったと認識をしております。

それから関西電力から発言のあった見直し時期、3月に掲げた論点の7番目ですが、これは制度の全体像が出てこない議論できません。何年に実施するかよりも、法律が通った後にどれぐらいの準備期間を置いた上でこの制度を施行すべきかが大事であると思います。具体的には事業者でいろんな新しい制度に向けた対応が必要だと思いますし、それに伴って制度の手続も必要になります。受けとめる側としての行政手続の作業もあると思います。そういうものを踏まえた場合に、一体どれぐらいの準備期間を置いて新しい制度をスタートすべきかで考えていきたいと思

っております。

引頭委員から指摘のあった契約周知の徹底、これは杉本委員の指摘と同様に大変大事だと思いますので、そういう環境を整えていくということであります。

新しい論点については、この後もっと議論することになると思います。

○山内委員長

ありがとうございました。それでは今お話ありましたように、資料4の4ポツ、これについてご説明をいただきたいと思います。

○横島ガス市場整備課長

資料4の16ページごらんください。4.です。今後検討すべき論点です。これまで審議した上で、改めて審議が必要な論点、あるいはこれまでの審議を踏まえさらに審議が必要な論点の案を掲げています。

(1)は小売事業に係る規制で、引き続き審議事項とされた点です。今も議論にありました経過措置、移行措置というものは必要なかということ。それから最終保障サービスについて、それをどのように提供するかを今後の検討事項として掲げています。

それから、(2)導管網など供給インフラの整備促進のあり方、と題しておりますが、この整備促進はももとのシステム改革の目的の3番目にも掲げているところです。そのために必要な措置、積極的に延ばしていただくためにはどのような措置が必要か検討すべきではないかという論点提起です。

(3)は導管部門の中立性確保について、これを向上させる必要があるか、あるいはその措置としてどのようなことが妥当かを論点として提起しています。

その他の点も含めて、これらを今後の審議の論点とするか否かについて、本日ご指摘があればいただきたいと存じます。以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。16ページの今後検討すべき論点ということですが、これについてご意見ございますでしょうか。柏木委員、どうぞ。

○柏木委員

今後の論点として4つ挙げられていることに関して異論はありません。

特に利用者保護、導管網のインフラの整備促進、導管の中立性、それからガスシステム改革を通じた発展の課題という点です。この中で特に3番の点について、コメントというか質問というか、今後検討すると言っているわけですから、それを確かめる意味で申し上げたいと思います。

導管部門の中立性というのは本来長期的にはなされるべきだと私は思います。もちろんのこと

ながら、公道があって私道があって、私道ばかりじゃ車売れませんから、そういう意味ではやはり公道があって、有料道路があって、適切な価格を払えば導管にもアクセスできるということは当然のことだと思います。

ただ、見ていると、どうも電力のシステム改革とガスのシステム改革を同時並行して、同じような中立性担保の形態をとることが、ある意味では、電力、ガス、これがお互いに相乗効果が出るというふうに、さらっと見れば考えられ得るんだと思います。

そういう意味で書いてあるのだらうと思いますけれども、電力の場合にはやはりもう針の目のごとく送配電システムはめぐらされていますし、これだけ安定供給できている国も世界の中で少ないと思います。これだけインフラが整備されている国も少ないということを考えますと、ガスの場合にはまだまだこれから随分インフラ投資をしなきゃいけないということは、随分前にも話し合ったことだらうと思っています。

全部つながっていないとか、ループ状にもまだなっていないというところが多々あるとかいうことを考えたときに、今後、検討課題として、この中立性を担保するためには、本当にインフラが完全に整備されているような、または完全には言いませんけれども、かなりの部分、誰が見てももう行き渡っているというインフラと、まだまだこれからガスシフトで新たな敷設をしなきゃいけないとか、こういうまだパーシャルにしか整備されていないガスパイプラインと同様に扱って、同様な、例えば中立性の担保の方式、例えば法的分離をすとか、あるいは機能分離をすとか、長期的には私はそれは正しいと思います。ただ、短期的に見てこれからどういう事業形態を、マイルストーンきちとして、何年後にどういう形態をとったら国民負担が少なくて、かつ料金の低減化につながり、かつ新しい参入者がどんどんふえてきて、日本の活性化、国力増強につながるかということまで考えた上で、この中立性の担保というのを考えていく必要があると私は思いました。

これも今後の課題ですから、そういうことも勘案しながら、今後の中立性のあり方を考えていくことは、早急に電力と同じ形態をすぐとることが本当に得策かというのは、検討課題としても十二分に考えていく必要があるんじゃないかということです。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

松村委員どうぞ。

○松村委員

1点コメントと1点確認です。確かにこういう問題が残っているということはそのとおりだと

思います。全体としては問題ないと思うのですが、(2)のところの「各地域間の導管網も完全には接続されていない」という表現は、うそは書いていないのですが、私は受け入れかねます。

これはもし電力の系統網のことを言っているのなら、一応北海道から九州までつながっているけれど極めて細い連系線のところがあり、完全に接続されているとまでは言えないというのならともかくとして、ガスのほうは全くつながっていない表現の方がより現実に近い。

もちろん仙台から新潟にだってつながっている。新潟から東京にだってつながっている。大阪、名古屋にだってつながっている。だから「全く」は言い過ぎだろうと、そう言われるならわかるのですが、私の認識はそれでも全く繋がっていないに近い。東京・大阪間のような需要稠密地帯ですらまだつながっていないという事実からして、完全には接続されていない等という生やさしい表現からは程遠い状況ではないか。

事業者は今まで頑張ってきたということは、すごく気を遣って書いておられるわけですが、しかし投資はやっぱり少な過ぎるというフラストレーションの部分には余り配慮されていない文章のようにも見える。いずれにせよそこまで書き込んでくださらなくてもいいので、「完全には接続されていない」はもう少し、接続されていないという事実がわかるように書いていただければと思います。

それから次が質問です。(3)の導管部門の中立性確保に関して、最後のところで、「導管網が全国的には接続されていないこと、中小企業が多いこと等のガス事業の特性も踏まえつつ検討する」で、中小企業が多いことという特性を踏まえつつ検討するというのはよくわかります。

電力改革でも、沖縄電力は一定の配慮をするということになっており、電力の場合には10社のうち1社ですが、沖縄電力よりも小さな事業者は、ガス事業者の場合には事業者数としてはむしろそっちが太宗になると思いますので、そういう特性の違いがあるということはちゃんと考えてくださいというのは、理解できます。導管網が全国的に接続されていないことを踏まえて中立性を議論するというのは、これはどういうことなんでしょうか。

私は、導管網が全国的に接続されていないので、中立性の議論は電力以上に必要、より強い中立性が必要ですよと言うつもりで書いておるのだらうと理解しています。例えば電力だったら、余り現実性はないのですが、東京電力が接続に関して中立性に問題があるというようなことがあったとしても、東北電力の管内で発電所を建てて、東京まで電気を運んでくるということは可能なわけなですけれども、ガスは同じことができないわけだから、電力以上に中立性が必要ですよということをきちんと踏まえてやれというふうに書いてあるのですよね。この点確認させてください。

接続されていないということを理由にして、中立性がより小さくてもよいなどという理屈は、私には全く思いつきません。

以上です。

○横島ガス市場整備課長

完全には接続されていないとの表現の問題ではありますが、電気との比較でいうとそもそも供給区域が国土の5%しかないとよく言われます。これは需要に応じて導管を整備しているという都市ガスの特性もありますので、つながっていないことが直ちに問題だということはないですけれども、需要が潜在的に存在する、あるいは接続することによって効率的な管の利用が図られるにもかかわらず、つながっていないところがあるならば、それは残念な状況なので解消したいということです。全体の網の目の濃さとして、完全には、もうそろそろなんだけどもまだまだと、そういうことを申し上げたつもりではないと確認させていただきます。

それから(3)の部分ですが、海外の状況も含めてこれからまさに論点として提出して、皆さんにご検討いただきたいのですが、ガスの特性として導管網が接続されていないというのは、接続されていないからどうということではなく、これから接続しなければいけないところもありますねという趣旨は(2)にも書かせていただいたところです。

中立性がどの程度かという点はニュートラルであります。ただ、接続されていないし、まだ延ばす余地があることは電気とは少なくとも違うという状況を踏まえ、では、中立性のさらなる向上が必要なのかそうでもないのか、時期的な問題ということも考えてつながっていないところをさらに延ばす場合に中立性がどうかかわるかという点は、影響の仕方についていろんな意見があるのは確かでありますので、そこを考えていきたいと思います。

それから中小事業者についてはおっしゃるとおりです。外国でも機能分離なり法的分離を求めていく場合において、企業に応じてその規制の程度を変えるという例はあるわけです。そういう例も見ながら、小さい事業者を分離することによるコストとか、デメリットも想定されるので、そこを踏まえながら議論していきたいと思います。

○松村委員

すみません、やはりよく理解できません。全国的に接続されていないということは中立性にどうという影響あるか、いろんな意見があるという抽象的なところはわかりますが、それで具体的に、例えば中立性の程度というのが低くても構わないし、低くてもしょうがないとかというような類いのことは、意見としては例えばどんなことがあり得るのですか。

○横島ガス市場整備課長

例えば主張されるのは、ガス事業の場合、導管部門とその他の部門を一体的にして、需要を開拓しながら延ばす必要がある特性はあるということです。ここについても評価があると思います。実際、導管事業者が積極的に延ばしている事例も全国的にあります。必ずしも一体的じゃないと

延びないか、いや延びるか、ここは評価の問題だと思います。

電気の場合は、なかなか電気がない生活というのは難しいので、一定の需要と産業集積があれば、電線引けば使ってもらえる。どれくらい使ってもらえるという目途が立ちやすいわけですが、ガスは必ずしも人口なり産業があるからと使ってくれるわけではない。ほかのエネルギーと競争しながら、需要を開拓した上で、それだけの需要があるならば引こうという判断が実際なされているとのことです。その特性を踏まえるべきだと言っているわけではなく、そういうご意見もあるかもしれないので、そこも踏まえながら議論をしていくと提起しています。

○松村委員

しつこくて申しわけないんですが、さっきからの議論で2つのことが混同されているのではないかと。都市ガスの供給区域は国土の面積でいえば5%しかないのだというようなところと、接続されていないのだということは、私は全く違う問題だと思っています。

日本全国で5%しか開発されていないから、そこが関連しているという話だとすると、5%を50%、60%に拡大していくことが本当に正しいかどうかということはもちろん議論の余地はあるし、私はそれが効率的だと思えません。しかし需要稠密地帯をつなぐような各地域間の接続ができていないということは、まだ需要開拓のためににじみ出し方式で延ばさなければいけないという話と全く別です。2つの議論を混同してはいけないのではないかと思います。

○横島ガス市場整備課長

ご指摘がわかりました。接続という言葉、接続という表現なのか、整備という表現なのか混同しているのではないかとのご指摘は、そのとおりだと思いますので、整理をしたいと思います。

○山内委員長

ありがとうございます。多分、既存の導管に対する中立性の問題と、それから今おっしゃった整備の問題というのが両方あって、この書き方だと両方とれるということだと思いますね。整備の距離数だとTPAみたいにサード・パーティ・アクセスを制限して整備するというやり方だつてある。これは中立性とは全く反するわけだから、そういうことも含めてここに書いてあるという理解だと思います。

そのほかいかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、4ポツの今後検討すべき論点についてもご意見いただきました。

きょうは前半で、通しの論点でいうと6番目の総合エネルギー企業創出のための環境整備についてと、それから今回の取りまとめの整理ということですかね、これまでの審議の整理ということで資料4をご議論いただきましたけれども、特に資料4については、私の理解では、大筋ではご了承いただいたというふうに判断しております。ただ、いろいろなご意見をいただきましたの

で、その辺の反映につきましては、また事務局と相談の上に対応させていただこうかというふう
に思います。

それでは議論のほうは以上でございますが、今後の予定についてお願いいたします。

○横島ガス市場整備課長

次回の開催につきましては、日時及び議題を調整中です。委員長と相談し、決定したところで
事務局から連絡をさせていただきます。

○山内委員長

ありがとうございました。

3. 閉会

○山内委員長

それでは以上をもちまして第12回のガスシステム改革小委員会を終了といたします。

ご協力どうもありがとうございました。

—了—